別表六(二十六)
「18」、「23」、「28」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・	法人名	

別表六(二十六) 令八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の12の6第3項及び第6項の規定の適用可否								
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日		1	・・	・・	・・	・・	・・	・・
産業競争力基盤強化商品の区分	区分	2						
	単価							円
	販売数							
	調整後販売数							
	生産販売控除額 (3)×(5)							円
産業競争力基盤強化商品生産用資産の投資額	取得年月日							
	事業の用に供した年月日							
	投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円	円
	既控除対象額 (前期以前の(12)の合計)	10						
	当期投資基準額残額 (9)−(10)	11						

「28」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の６第６項」
② 「区分番号」欄：「00705」
③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

「18」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の６第３項」
② 「区分番号」欄：「00703」
③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

				額の計算			
				税額控除限度額 業競争力基盤強化商品に係る	24		円
				基準額残額 六(二十五)「27」)−(16)−(21)	25		
				控除可能額 ((24)と(25)のうち少ない金額)	26		
導体	期分	当期税額控除可能額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16	競争力基盤強化商品 分	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	27	
		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉓」)	17		当期税額控除額 (26)−(27)	28	
		当期税額控除額 (16)−(17)	18	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (25)−(26)	29	
	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (15)−(16)	19		繰越税額控除限度超過額 (38の計)	30	
		繰越税額控除限度超過額 (35の計)	20		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((29)と(30)のうち少ない金額)	31	
		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額)	21		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉒」)	32	
		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	22		当期繰越税額控除額 (31)−(32)	33	
		当期繰越税額控除額 (21)−(22)	23	法人税額の特別控除額 (18)+(23)+(28)+(33)		34	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
半導体				特定産業競争力基盤強化商品			
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期繰越額		前期繰越額又は当		翌期繰越額	
	35						
・・	円						
・・							
・・							
・・							
・・							
・・				・・			
			外				外
							外
					(31)		
					(26)		外
					産の概要		

「33」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の６第７項」
② 「区分番号」欄：「00706」
③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

「23」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の６第４項」
② 「区分番号」欄：「00704」
③ 「適用額」欄：「23」欄の金額